

町民課

固 戸籍年金係 (127)

令和8年9月末で鹿児島県収入証紙の販売を終了します

鹿児島県の収入証紙は、現金の代わりに申請書などに貼り付けて手数料を納めるものです。鹿児島県では、パスポート申請や運転免許証の更新などに使用されています。

※契約書などに貼り付ける国の「収入印紙」とは異なりますのでご注意ください。

収入証紙の**販売**は
令和8年9月末日
まで

購入済証紙の**使用**は
令和9年3月末日
まで

未使用証紙の**還付**は
令和8年10月から令和13年9月末日
まで

● 収入証紙販売終了後(令和8年10月以降)の手数料の納付方法

※手数料の種類により、取り扱う納付方法が異なりますので、詳しくは手数料を所管する担当課におたずねください。

オンラインでの納付	県の電子申請システムを利用して、クレジットカードやコード決済(PayPay)、インターネットバンキングによりオンラインでの納付が可能です。
支払窓口での納付	① 振興局などの支払窓口で、クレジットカード・電子マネーなどにより納付。 ② 県が収納事務を委託した団体の支払窓口で現金により納付。
県の納付書での納付	県から交付された納付書を使用して、スマホ、クレジットカード、インターネットバンキング、コンビニ、銀行などで納付。

【お問い合わせ先】 鹿児島県出納局会計課 ☎099-286-3765 E-mail: acsm@pref.kagoshima.lg.jp

税務課

固 滞納整理係 (112)

8月は国民健康保険税の滞納整理強化月間です

国民健康保険税は、健康保険制度を支える貴重な財源です。納期内納付へのご理解・ご協力をお願いします。

滞納すると	納付が困難な場合は早めにご相談ください
- 国民健康保険税を滞納すると、預貯金・財産の滞納処分(差押)をおこなう場合があります。 - 医療機関受診の際、窓口でいったん全額負担(10割負担)し、後から役場窓口で自己負担分を除いた額の払い戻し申請をする『特別療養費』の支給対象となります。	災害、失業、病気などのやむを得ない事情で国民健康保険税を納期限までに納めることができない場合は、お早めに税務課へご相談ください。

※ 月間中は、事前にご連絡いただければ夜間窓口を開設します。
(職員配置のため、希望する場合は前日までに電話にてご相談ください。)

【お問い合わせ・相談先】

税務課 滞納整理係 ☎476-1111 (内線112)
保健福祉課 国民健康保険係 ☎476-1111 (内線131・133)

